

第 133 回高知県都市計画審議会

議 案 書

平成 23 年 12 月 1 日

第133回 高知県都市計画審議会

1. 日 時 平成23年12月1日(木) 午後2時から2時間程度

2. 場 所 高知市本町5丁目3-20
高知共済会館 3階 大ホール

3. 会議次第

1) 開 会

2) 署名委員の指名

3) 議 事

① 安芸都市計画道路の変更について

(1・6・2号 安芸中央線、3・5・8号 安芸中央インター線)

② 建築基準法第51条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の
敷地位置の判断について (高知市春野町)

4) 閉 会



23 高都計第 453 号
平成 23 年 11 月 11 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



安芸都市計画道路（1・6・2 号安芸中央線、3・5・8 号安芸中央インター線）
の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の
規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

安芸都市計画道路の変更（高知県決定）

都市計画道路に1・6・2号安芸中央線ほか1路線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造		
自動車専用道路	1・6・2	安芸中央線	安芸市伊尾木字杉ノ下	安芸市穴内乙字腰掛	安芸市西浜字小八王寺	約 5,800 m		2車線	10.5 m			
	構造形式の内訳		安芸市伊尾木字杉ノ下	安芸市黒鳥字椎ノ木谷		約 3,850 m	嵩上式	/	9.5~10.5m			
			安芸市黒鳥字椎ノ木谷	安芸市西浜字一ノ谷東分		約 1,070 m	地下式		10.5 m			
							約 880 m		地表式	10.5~20.5m		
			なお、安芸市伊尾木字杉ノ下地内に出入口を設ける。（安芸東インターチェンジ） なお、安芸市西浜字小八王寺地内に出入口を設ける。（安芸中インターチェンジ）							「備考」 県道大久保伊尾木線に接続	「備考」 都市計画道路 安芸中央インター線に接続	
幹線街路	3・5・8	安芸中央 インター線	安芸市西浜字小八王寺	安芸市幸町	安芸市矢ノ丸 四丁目	約 800 m	地表式	2車線	14.0 m	自動車専用道路と立体交差 1箇所 土佐くろしお鉄道 ごめん・ なはり線と立体交差 幹線街路と平面交差1箇所		

理由

別紙「変更理由書」のとおり

変更理由書

(安芸都市計画道路 1・6・2 号 安芸中央線、3・5・8 号 安芸中央インター線)

安芸都市計画道路 1・6・2 号安芸中央線は、安芸市伊尾木字杉ノ下を起点とし、安芸市穴内乙字腰掛に至る、延長 5.8 km を自動車専用道路の都市計画道路として新たに決定するものである。

本路線は、四国を 8 の字で結ぶ高速道路ネットワークの一部として、都市計画道路南国安芸線に接続し、県東部地域の経済・産業・文化・観光・医療等に大きく貢献するものである。

また、災害時の救援活動及び復旧活動を支えるための、信頼性の高い緊急輸送道路としての機能を果たす一方、中心市街地部を通過する国道 55 号の慢性的な交通渋滞を緩和するためのバイパス機能を有する等、地域において重要な役割を担う路線となるものである。

安芸都市計画道路 3・5・8 号安芸中央インター線は、上記安芸中央線のインターチェンジが設置される安芸市西浜字小八王子を起点とし、安芸市幸町の国道 55 号に至る、延長 0.8 km を都市計画道路として新たに決定するものである。

本路線は、安芸中央線と安芸市中心市街地とを結ぶアクセス道路であるとともに、安芸市中心部での円滑な交通処理を担う重要な路線となるものである。

位置図

(終点)
安芸市 穴内 字 腰掛

安芸都市計画道路

(起点)
安芸市 伊尾木 字 杉ノ下

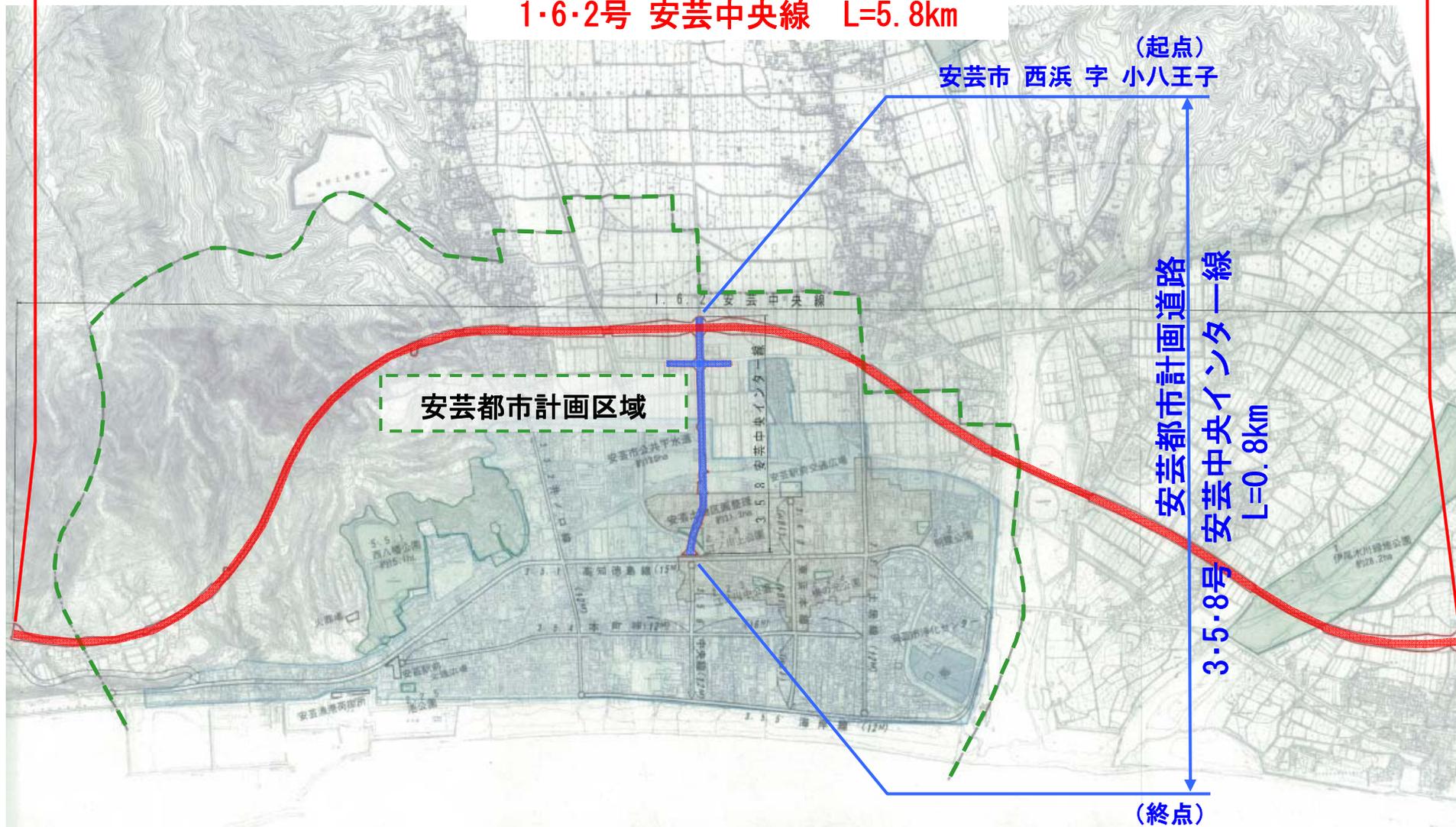
1・6・2号 安芸中央線 L=5.8km

(起点)
安芸市 西浜 字 小八王子

安芸都市計画区域

安芸都市計画道路
3・5・8号 安芸中央インター線
L=0.8km

(終点)
安芸市 幸町

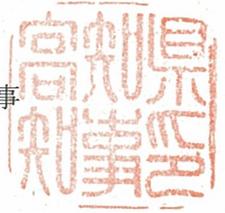




23 高都計第 453 号
平成 23 年 11 月 11 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



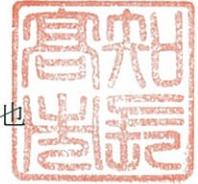
建築基準法第 5 1 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の
敷地位置の判断について

このことについて、建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定により特定行政庁が許可する
場合、都市計画審議会において敷地の位置が都市計画上支障がない旨の議を経る必要があ
りますので、別紙のとおり付議します。

23 重建指第 160 号
平成 23 年 10 月 28 日

高知県知事 尾崎 正直 様

特定行政庁
高知市長 岡崎 誠也



産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（付議）

うえのことについて、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により特定行政庁が許可する場合、都市計画審議会において、都市計画上支障がない旨の議を経る必要がありますので、別紙のとおり高知県都市計画審議会へ付議願います。

なお、本計画は高知市の都市計画上、支障はないものと考えます。

産業廃棄物処理施設（建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可申請）の敷地の位置について

(申請者：大林道路株式会社 代表取締役 石井哲夫)

名称	位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設 (がれき類破碎処理)	高知県高知市春野町弘岡 下字親田 2484 番 1 (市街化調整区域内)	(m ²) 3,263.88	

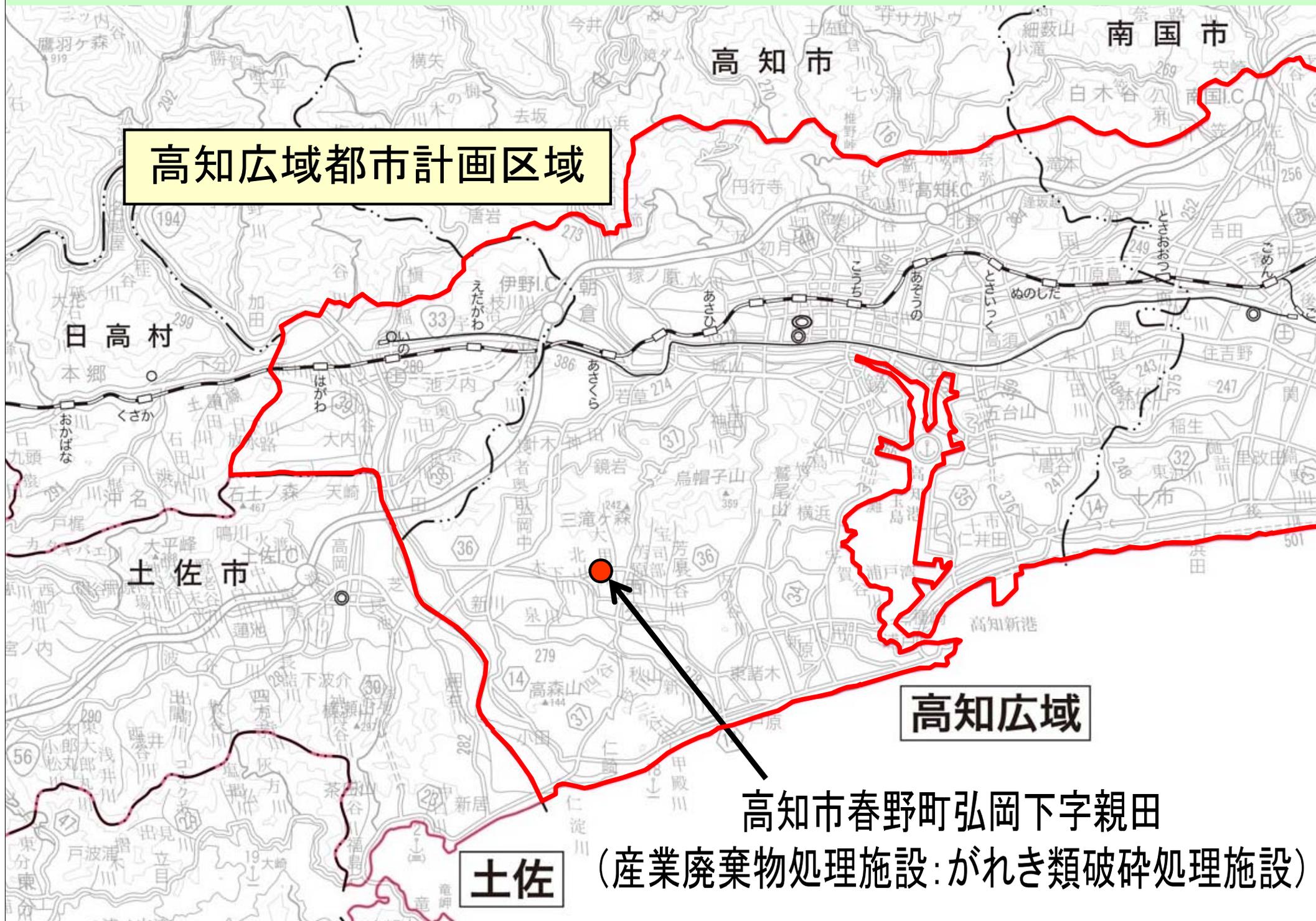
【理由】

平成 15 年より、当該場所において操業してきたがれき類（コンクリート、アスファルト塊）の再処理施設について、毎年増大する需要に答えるため破碎機の増設等を図るもの

【施設の概要】

設置者 住所 氏名	東京都墨田区堤通一丁目 19 番 9 号 大林道路株式会社 代表取締役 石井哲夫
施設の種類	産業廃棄物処理施設（中間処理施設）
破碎する廃棄物	がれき類
設置場所	高知県高知市春野町弘岡下字親田 2484 番 1
破碎機の種類	① 1 次破碎機 パワーロール 2 軸解砕機（中山鉄工所製：PRC1200P） ② 2 次破碎機 インパクトクラッシャー（中山鉄工所製：NCF1AW）
破碎処理能力	592t/日（74t/h）

位置図 (建築基準法第51条ただし書き)



高知広域都市計画区域

高知広域

土佐

高知市春野町弘岡下字親田

(産業廃棄物処理施設: がれき類破碎処理施設)